

ドクターのための 必ずやってくる相続税対策のための 2つの誤解



ファイナンシャルプランナー有資格者 小松 正樹

今回は相続税対策を考えるうえで誤解しやすいポイントをまとめました。実際に会員の皆様からも同じようなご質問をいただいたことがありますので、よくご質問がある「2つの誤解」について、ポイントを絞ってみていきましょう。

- ◎ この記事はこのような方におすすめです
 - ✓ 税負担を少しでも軽くしたい方
 - ✓ 億越えの資産をお持ちの方
 - ✓ 配偶者や子供を相続税で悩ませたくない方

誤解1 配偶者の税額軽減の誤解「配偶者って1億6千万円まで税金かからないんじゃないの?」

これは正解でもありますが、誤解でもあります。なぜなら、配偶者の税額軽減は以下のようなチェックするべきポイントが2つあるからです。

- ① 「1億6千万円」と ② 「法定相続分(2分の1)」です。それぞれのケースを見ていきましょう。
- いずれも家族構成: 配偶者と子供3人の場合
- ① 1億6千万円まで税額軽減のケース
 - 3億円の現預金が相続財産の場合
 - 1億円受け取り → 配偶者の納税額 0円
 - ※ 6千万円分(1億6千万-1億)の枠を使い切れていない!
 - 1.6億円受け取り → 配偶者の納税額 0円
 - 2億円受け取り → 配偶者の納税額 677万円
- ② 法定相続分(2分の1)まで税額軽減のケース
 - 5億円の現預金が相続財産の場合
 - 2億円受け取り → 配偶者の納税額 0円
 - ※ 5千万円分(法定相続分2億5千万-2億)の枠を使い切れていない!
 - 2.5億円受け取り → 配偶者の納税額 0円
 - 3億円受け取り → 配偶者の納税額 1,192万円

このように、配偶者の税額軽減は「1億6千万円、もしくは配偶者の課税価格の法定相続分のどちらか多い金額までであれば、相続税が課税されない」という制度のため、場合によっては1億6千万以上の財産でも税金がかからないことがあるのです。

そして、配偶者が受け取る「課税対象となる財産の金額」によって、配偶者の納税額が変わってきます。

また、上記の※のように受け取った金額までしか税額軽減の対象とならないため、枠を使わず、もったいないというケースも起こります。

ただし、配偶者の資産状況によっては、枠を使いきれない方が2次相続まで踏まえた相続税額が安くなることもあります。詳細についてご興味おありでしたら、下記の連絡先へお問合せください。

誤解2 生命保険の非課税枠「受取人は誰でも税金変わらないでしょ?」

いいえ、大きく変わってきます。生命保険の非課税枠を使おうとして、「法定相続人×500万円」分加入をしても、受取人が変わるだけで、以下のように税額が変わってきます。

- 事例 家族構成: 配偶者・子供3人
 財産: A 現金3.2億円・BCD 現金3億円、生命保険2千万
 生命保険の非課税枠: 500万円×4人=2千万円
 配偶者の税額軽減あり: 1億6千万円
 法定相続分通り分割
- A 生命保険に未加入(現金で3.2億) → 納付相続税総額 2,840万円
 - B 生命保険の受取人が全て配偶者 → 納付相続税総額 2,709万円 **差額 131万円**
 - C 生命保険の受取人が遺族で均等に500万円ずつ → 納付相続税総額 2,455万円 **差額 254万円**
 - D 生命保険の受取人が全て子供(配偶者にはなし) → 納付相続税総額 2,371万円 **差額 84万円**

生命保険に「法定相続人×500万円」の非課税枠があることは多くの方がご存じです。しかし、配偶者の税額軽減や、受取人の設定という基本的なところが抜け落ちていると、非課税枠を最大限生かすできません。

加えて、相続税は様々な控除や特例があり、計算式も複雑で誤解してしまうところや、見落としやすいところも多くあります。

相続税は決して小さな金額ではありません。今回誌面の都合上一部の例だけで割愛させていただきましたが、

「配偶者にいくら相続するのがベストなのか」

「特例や控除は最大限活用できているのか」

などお知りになりたい場合にはお気軽にお問合せください。

※上記は、2023年3月現在の税制・税率に基づき作成しておりますが、あくまでも概要について説明した参考情報(値)であり、その内容の正確性をお約束するものではありません。また、税制・税率は将来変更されることがあります。なお、個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署の判断によりますので、お客さまご自身にて所轄の税務署または税理士にご確認ください。

最後までご一読いただいた会員様へ無料特典です。

【特典コンサル】『相続税額シミュレーション』

相続税額を算出し、その後数多くある対策の中からのどの対策が皆様に合っているのかをお手伝いをします。相続対策のはじめの一步としてご活用ください。セカンドオピニオンとしてもお問い合わせください。

※ QRコードからメールが起動しない場合は下記メールアドレスに件名: 特典申込、本文: お名前、携帯電話を追記し送信ください。

ファイナンシャルプランナー/ソニー生命 ライフプランナー 小松 正樹
 携帯/SMS: 090-5762-5103 TEL028-650-4422
 Mail: masaki_komatsu@sonylife.co.jp

ソニー生命保険株式会社 宇都宮支社 〒321-0964 栃木県宇都宮市駅前通り1-3-1KDX 宇都宮ビル9F
 ※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。 SL2603-3050-4445

下記 QRコードより特典お申込下さい
 メールが起動します
 「お名前」、「連絡先」を追記し送信下さい

